

小学校における私法に関する 法関連教育の授業開発

鳥谷部 茂
西 本 聖 史
川 上 秀 和
二階堂 年 恵

- I. 問題の所在
- II. 小学校社会科で私法を学ぶ意義
- III. 小単元「約束とはどのようなものだろうか?」の授業計画
- IV. 結 語 —私法に関する教育の新たな可能性—

I. 問題の所在

法は、人間の社会生活を規律する規範である。人間の社会生活は、法学上、大きく2つに分けられる。1つは、国家を構成・維持し、または直接にその保護を受ける生活関係であり、これを規律する法律が公法である。憲法や刑法などがそうである。他の1つは、国家とは直接に関係しない私人としての生活関係が存在するが、この私人間の生活関係を規律する法律をまとめて私法という。私法の領域で中核をなす法律が民法などである⁽¹⁾。

現在わが国は法化社会の到来により、社会生活の細部に至るまで法のおよぶ領域が拡大してきており、私人間への法の適用も浸透しつつある。私たちは他人との間でも権利義務関係や契約などの法関係を築きながら生活している。

そして、今般告示された小学校新学習指導要領社会科において、法やきまりに関する内容の充実を図るという趣旨のもと、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする⁽²⁾との事項が新設された。

このような社会的背景、教育的要請から、新しい内容を持った法関連教育

が求められている。

これまで小学校社会科における法に関する学習は、基本的人権の保障や国家の統治機構など、主に憲法の理念や国の制度といった、国家と個人の間でとらえられる公法について学習することに重点が置かれてきた⁽³⁾。子どもたちにとって身近な社会生活を支え、個人と個人の間を規律する法、私法（民法等）についての学習はなされてこなかった。

法関連教育は、法の内容としては憲法（公法）に限らず、身近で日常生活的な法（私法）まで広く扱う。そして各種法の持つ公正さや自由・平等といった法的な理念の理解と、その理念に基づいた判断基準にそって日常生活や私人間の紛争を法的（公正）に解決することで社会の改善を図ることをめざすものである

また法関連教育は、子どもたちに、法は異なる者が平和的に共存していくことを可能とするための基本的枠組みであることを理解させ、法に従って問題を解決するという態度を形成することでもある。

身近な日常生活を支える法、私法についての必要性・重要性、私人間の紛争において互いの見解の相違を公正に判断する手段として私法の考え方についての法的知識・技能を学ぶことは、より良い社会生活を営む上で大切なものである。これは社会科教育の目標とする、平和で民主的な社会を構成する市民の育成とも重なるもので重要なものである⁽⁴⁾。

本研究は、より良い社会生活を営むための法関係を築くことの出来る法（私法）的な資質の育成をめざす小学校法関連教育の授業開発を試みるものである。

Ⅱ．小学校社会科で私法を学ぶ意義

公法と私法の峻別はローマ法に遡るが、19世紀になり公共性を保持し続ける「国家」と、経済的利益を交換し合う「社会」が分離したため、国家は社

会を公権力により規律するというモデルが成立した。その結果、公法とは国家と市民の権利義務関係を規律するものであり、私法は市民同士の権利義務関係を規律するものとなった。

一般的に公法は、公益の確保が問題になるとともに、個人の権利が不当に害されることのないよう国家権力に対して適正なコントロールを加えることが問題となる（行政的生活関係）。一方私法では、個人と個人、2 当事者間という対等の関係にあるものどうしの間での日常生活上の利害関係をいかに調整するかが中心的な問題となる（民事的生活関係）。（詳しくは表 1 参照）

表 1 私法と公法

	私 法	公 法
規律する対象の違い	・個人と個人の関係	①行政権の主体 ②国家機関の組織 ①と②の相互関係 ①と個人、②と個人の関係
社会関係の規律の仕方の違い	・個人を平等に扱う ・社会関係の形成をできるだけ個人の自由にゆだねる	・国家が個人に対して公権力を行使する場合と、個人が国家・行政に対してサービスを求める場合がある ・法に基づいて行政が職務を執行する
法の規律の目的	・自由・平等な個人間の利害関係の調整 ・不当な契約の修正	・種々の行政目的（政策）を実現 ・公益的利益の確保
目標とする法的資質	日常生活を改良する	行政サービスを改良する

(発表者ら作成)

なお現在、国家が行政契約などの形で私法の領域に介入してくる場合があり、公法と私法の分類はあまり適切ではないとする見解もある。しかし、研

究の便宜にかかわる分類として、或いは法の学習者が容易に理解するための分類としていまだ意義は大きいとされている。本研究では学習の視点が分かりやすいよう、あえて公法と私法に分類した。

私法は市民の社会生活を支える法であり、民法はその一般法である⁽⁵⁾。私たちは社会の中で、衣類や食料品を買う、家に住む、バスや電車に乗る、会社で働く、結婚する、レンタルビデオを借りるなど様々な活動を行う。私法（民法）はこのような市民が私人としての生活関係を規律する基礎となる法である。

近代市民社会の基本法としての民法は、封建社会における諸拘束から個人を解放し、個人主義的、自由主義的思想を背景とし、市民社会の生活関係における自由・平等・独立な個人を中心として、その個人の自由な意思に基づく活動を保障することを基本的な理念として発展した。近代市民社会の法制度は、このような個人の自由・平等と、社会における自由活動を保障するためにいくつかの基本原則を確立している。（詳しくは表2参照）民法は、財産および身分をめぐる紛争を解決する一般的基準を与える法である。売買や賃貸借のような契約、交通事故、結婚、相続などをめぐって人々の間で紛争が生じたときに、最終的には裁判所で解決することになるが、その場合の紛争解決の基準となる法が民法である⁽⁶⁾。

表 2 民法典の基本原則

基本原則	各原則成立の歴史と内容
所有権絶対の原則	封建社会にあつては、財産は領主や国王から往々にして没収された。近代社会では、これを許さず、私的財産の所有を絶対のものとする。 →階級・身分による支配の否定（平等思想）の主張と、資本主義経済（商品経済）制度に必須の前提となる「所有権」制度の確立という 2 つの意義を持つ。
契約自由の原則 —私的自治の原則	封建社会にあつては、身分的拘束が私人間の契約にも干渉した。そのため自由な契約（財産関係や家族関係）が保障されなかった。 →契約締結に際しては、何人からも強制されない。
過失責任主義	18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて、経済学・政治学・法律学の分野では、個人の自由で最高の価値を見いだす自由主義的思想が主張され、個人の自由を最大限に保障する「過失責任主義」がフランス民法に採り入れられた。 →他人に損害を与えた場合に、故意・過失があるときだけ責任を負う。

近江幸治『民法講義 I 民法総則 [第 5 版]』(成文堂、2005 年) 11-12 頁より抜粋。

わが国の民法は制定されてから一貫して自由・平等の原則を重視しており、その一つが契約自由の原則である。(詳しくは表 3 参照)

表 3 契約自由の原則

①締結の自由・・・結ぶか結ばないかの自由。 ②相手方選択の自由・・・誰と結ぶかの自由。 ③内容決定の自由・・・当事者で内容を定める自由。 ④方式の自由・・・どのような方式で結ぶかの自由。
--

近江幸治『民法講義 V 契約法 [第 3 版]』(成文堂、2006 年) 7 頁より抜粋。

契約が守られることは、社会生活を円滑に進めていくためには不可欠なこ

とである。表3に示したように、私人の法律関係は私人が自由に契約で決めることができるという考え方で、これを契約自由の原則という⁽⁷⁾。

契約は、当事者の合意が基本であるが、合意とは、当事者が交わした約束である。道徳的に「約束を守れ」というだけでなく、国家権力を使って強制的に約束の内容を実現したり、或いはそれと同じ状態をもたらすのに必要な金銭を賠償として取ることができる。このような法的拘束力の生ずるところに、法律上の制度としての契約の意味がある。そして、このような制度が確立すると、裁判に訴えなくても、相手は簡単には約束を破らなくなる。つまり、道徳の力だけでは取引秩序を維持していくことが難しいので、契約という制度がある、ということができる⁽⁸⁾。

契約には、法的拘束力のある契約（物の引き渡しで契約が効力を有する要物契約で、例えば物を無料で貸し借りする場合〔使用貸借〕等）と、意思主義の妥当する契約（当事者の合意だけで契約が効力を有する諾成契約で、例えば物を買う場合〔売買〕等）があり、法的拘束力のない合意、つまり約束と区別されている。（詳しくは下図参照）

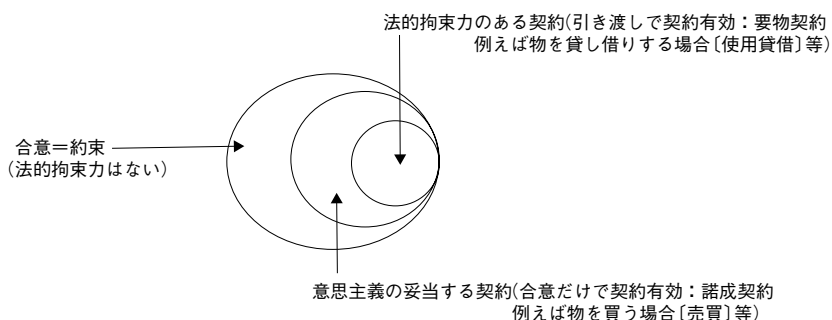


図 「約束と契約」内田 貴『民法Ⅱ〔第2版〕債権各論』東京大学出版会、2007年、p. 18を参考に発表者ら作成。

これまで契約自由の原則に関する授業は、法教育研究会が『はじめての法教育』で中学校段階のものを開発している⁽⁹⁾。本教材は、子どもたちが架空の売買契約を通して、契約成立の要件や契約の解消、契約自由の原則を理解する授業構成をとっている。授業では、子どもたちが実際の日常生活で出会う法関係（例えばコンビニで何かを買う等）を事例として、売買契約書を子どもたち自身に作成させたり、問題が起きたときの契約の解消の是非について考察させている。本教材は、これまでの契約に関する取扱い方が、弱者保護の面からの修正原理である消費者保護に関するものであったのに対して、契約の原理を正面から取り上げたものとして評価できる。

しかし、売買契約における契約成立の場合には、意思表示主義が根底にあることや、物の貸し借りにおける契約成立の場合には、物の引き渡しが必要になってくるなど、どのレベルまでの理解を求めるのかを検証する必要がある。

小学校段階における私法教育については、大村氏が、子どもたちが社会のきまりについて学んでいく法的社会化の過程においてなぜきまりを守らなくてはならないのかは、守らなくてはならないという社会生活上の必要性からきており、その背後には他人の権利・利益の尊重と、自分の行動の自由・必要性の2つをいかに調整するかが重要であると主張されている。氏は、私人間における利害関係の調整という私法における基本的な考え方（理念）の理解をめざすべきであるとして、小学校における私法教育の必要性を説かれている⁽¹⁰⁾。

このように、私法の考え方を学ぶことは子どもたちが社会生活を営む上で、自律的に公正に個人関係、社会関係を築くことのできる能力を育成することを可能とするもので意義深いものである。

小学校社会科では憲法の理念は教えるが、日常生活の中で、或いは私人との間で法がどのように運用・活用されているかの理解はなされていない。子どもたちの身近な生活の中で、或いは私人間で発生する問題に対して法を活

用してどのように思考・判断し解決策を導き出していくのかを子どもたちに育成することができるなら、私法は優れた社会科の学習テーマになるであろう。

学校教育の始まる小学校段階から私法の考え方を身に付けさせ、法を手段として法的問題について公正に判断し、責任を持って行動することによって自由で公正な市民社会を実現することのできる市民性を育成する教育が行われる必要がある。なお、子どもたちに善悪の判断能力があるかどうかで責任意識も異なる。一般的に、7～10歳で法的意思能力（事理弁識能力）があり、11～12歳で不法行為の責任能力があるとされている。

本研究は以上のような考えのもと、小学校高学年において私法の基本的な理念（契約自由の原則⁽¹¹⁾）について理解し、その理念に基づいて問題を解決することの出来る能力を育成する授業を開発したものである。

Ⅲ. 小単元「約束とはどのようなものだろうか？」の授業計画

本研究で開発する授業は、小学校6年生の小単元「約束とはどのようなものだろうか？」である。小学校段階の子どもたちが私法の基本的な理念（契約自由の原則）を理解しやすいよう、私人間の意思の合意として約束を取り上げ、身近な貸し借りなどの約束事例から、「約束とはどのようなものだろうか」といった視点で授業を展開していくことにする。

授業展開は、民法の条文に照らし合わせ、約束から発生する問題を考察する過程を通して約束の意義や私法の理念についてより深く理解する学習過程として組織した。実際の授業では、民法の条文を子どもたちに分かりやすく示すため、イラストを用いたり、言葉を簡略化するなどの工夫が必要である。

(1) 主題 小学校社会科 6 年小単元「約束とはどのようなものだろう？」

(2) 小単元の目標

- ①子どもたちに、約束は平等な個人間において、その内容を自由に取り決めることができるが、一方で責任が生じることを理解させる。
- ②子どもたちに、約束に関する問題に対して法の理念に従って解決する方法を習得させる。

(3) 到達目標

理解目標

- ①約束は、結ぶか・結ばないか、誰（相手方）と結ぶか、何（内容）を結ぶか、どのように（口約束か・書面か）結ぶことなのかについて自分たちで自由に決めることであることを理解させる。
- ②貸し借りの約束を守らなかった場合には、貸した側に不利益、借りた側に責任（自己責任）が生じることを理解させる。

技能目標

- ①約束が守れなかったときに生じる不利益・責任についての事後の救済策について考えさせる。
- ②約束が守れなかったときに生じる不利益・責任を生じさせないための事前の予防策について考えさせる。

導入 約束に関する子どもたちの知識（既有）の提示

展開 1 約束の知識の理解

展開 2 借りた側の視点に立つ：責任・不利益の発生との中身→事後救済策の検討

展開 3 貸した側の視点に立つ：責任・不利益を受けないように→予防策の検討

終結 約束に関する子どもたちの知識の再構築

表4 小単元の構造

段階	主要な発問	学習内容	学習過程	全体
導入	・約束についてどのように思うか？	・約束に対する考え方	約束に関する子どもたちの知識（既有）の提示	知識の提示
展開1	・約束とはどのようなものだろうか？	・契約自由の原則 ・契約自由の修正	約束の知識の理解	約束に関する知識習得・問題考察による知識の検討
展開2	・約束を守らなかったらどのような問題が起きるか？	・責任の内容	責任の内容の理解	
展開3	・問題を解決するにはどのようにしたら良いか？	・約束に関する問題に対する解決方法	約束に関する問題の考察	
終結	・約束についてどのように考えるか？	・約束の意義 ・自己決定 ・自己責任	約束に関する子どもたちの知識の再構築	知識の再構築

(発表者ら作成)

表 5 小単元の展開

	教師による指示・発問	教授学習活動	子どもから引き出したい知識
導入 約束に関する子どもたちの知識(既有)の提示	・皆さんは日ごろ友達とどんな約束を交わしていますか？	T：発問する P：答える	・友達といついつにどこかへ遊びに行くことを決めている。 ・友達と物を貸したり借りたりしていつまでに返すか決めている。
	・約束とはどのようなものですか？	T：発問する P：答える	・約束とは友達といつ・どこで・何かをするを一緒に決めることである。
	・では皆さんは友達と決めたそれらの約束を守っていますか？	T：発問する P：答える	・守っている。 ・たまに守っていないこともある。
	・どのように守らなかったのですか？	T：発問する P：答える	・用事が出来て友達と一緒に遊べなかった。 ・友達から借りた物をなくしてしまって返せなかった。 ・友達から借りた物を壊してしまって返せなかった。 ・友達から借りた物を返す日を忘れて返すのが遅れた。
	・約束が守れなかった時あなたはどう思いましたか？	T：発問する P：答える	・悪いことをしたと思った。 ・残念に思った。
・約束はどうすべきものですか？	T：発問する P：答える	・約束は、守るべきものである。 ・物の貸し借りの約束をした場合は必ずちゃんと返すべきである。	
・教師は以下の資料を子どもたちに渡し、読ませる。 <資料1>	T：指示する P：読む		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 小学校5年生のたかし君は、近所に住むひろし君と同級生でお友達です。 たかし君はこれまで2回、ひろし君にマンガ本を貸しました。 たかし君は、ひろし </div>			

展開1 約束の知識の理解	君が携帯用ゲーム機（お小遣いで買ったもの）を持っていることを知り、貸して欲しいとたのんできました。		
	・もし自分がひろし君だったら、どうしますか？	T：発問する P：答える	・たかし君にゲーム機を貸す。 ・友達だから。 ・これまでマンガ本を借りているから。 ・たかし君にゲーム機を貸さない。 ・ゲーム機が高いから。
	・たかし君にゲーム機を貸すとなったら、あなたは何と言って貸しますか？	T：発問する P：答える	・大切に使うように言う。 ・使い方を説明する。 ・絶対にちゃんと返してくれるように言う。 ・返してくれなかったら弁償してくれるように言う。 ・いつまでに返すかを言う。
	・例えば社会では、みんながやっている口約束だけでなく、図のように書面にすることがあります。	T：掲示する	
	○○ ○○さま 私は、10月12日までにマンガ本を返します。返さない場合は…します。 平成○年○月○日 ○○ ○○		
・みんなも同じように、隣の人と約束を紙に書いて、交わしてみよう。	T：指示する P：書く		
・約束を紙に書いてみることによって自分たちが今までにしていた口	T：発問する P：答える	・口だけだったら言った、言わないになるけれど、紙に書いたら間違いない。 ・書いた方も忘れない。	

（約束の社会的意義付け・確認）

約束と比べてどのように感じますか？

・たかし君にゲーム機を貸す場合、約束はいつ有効となりますか？

1. たかし君がゲーム機を貸して欲しいとたのんできた時。
2. たかし君がゲーム機を貸して欲しいと頼んできて、ひろし君も了解した時。
3. たかし君がゲーム機を貸して欲しいとたのんできて、ひろし君が引き渡した時。

・実際の法律ではどのように決まっているのだろうか。見てみよう。

<資料>

【民法第593条】

使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによってその効力を生ずる。

※使用貸借とは無料で貸し借りすることをいう。

・では約束（法律上での無料の物の貸し借りをした時の約束）はいつ有効となりますか？

T：発問する
P：答える

T：発問する
P：答える

T：発問する
P：答える

・ 2 番

※実際の授業では、民法の条文を子どもたちに分かりやすくするため、イラストを用いたり、言葉を簡略化する等、工夫する。
※約束と、法律上の契約とは違うので、小学生には厳密には取り扱わないことにする。

・たかし君がひろし君にゲーム機を貸してと頼んできて、ひろし君がたかし君にゲーム機を引き渡した時。
・約束（法律上での無料の物の貸し借りをした時の約束）は、物を引き渡した時。

	<p>◎約束とはどのようなものだろうか？</p>		<p>◎約束とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸すか・貸さないか（約束を結ぶか・結ばないか）、 2. 誰（相手方）と結ぶか、 3. 何（内容）を結ぶか、 4. どのように（口約束か・書面か）結ぶことなのかについて自分たちで自由に決めることである。 <p>◎約束とは、（法律上での無料の物の貸し借りをした場合）物を引き渡した時に有効となる。</p>
<p>展開 2</p>	<p>・もし、たかし君がひろし君にゲーム機を返さない場合、どのような場合が考えられますか？</p> <p>・以下の場合、あなたがたかし君だったらどうしますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム機をなくした場合 ・ゲーム機を壊した場合 ・ゲーム機を他の人に貸した場合 ・ゲーム機を返すのが遅れた場合 <p>・実際の法律ではどのように決まっているのだろうか。見てみよう。</p> <p><資料></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【民法第412条】 （履行期と履行遅滞） 債務の履行について 確定期限があるときは、 債務者はその期限の到</p> </div>	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：指示する。 P：読む。</p>	<p>・たかし君がゲーム機をなくした。 ・たかし君がゲーム機を壊した。 ・たかし君がゲーム機を他の人に貸した。 ・たかし君がゲーム機を返すのが遅れた。</p> <p>・同じものを買って返す。 ・謝ってお金で弁償する。 ・代替りのものを返す。 ・修理して返す。</p> <p>・貸した人に返してもらってひろし君に返す。 ・約束した日とは別の日に変えてひろし君に返す。 ・貸した人に返してもらってひろし君に返す。 ・約束した日とは別の日に変えてひろし君に返す。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">責任の内容の理解</p>	<p>来した時から遅滞の責任を負う。 【民法第415条】 (債務不履行による損害賠償) 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ たかし君にゲーム機を貸したひろし君は、返ってこないことによってどのように対応するだろう？ ・ たかし君は、ひろし君にゲーム機を返せなかった場合、どのようになるだろう？ ◎貸す・借りるという約束を守らなかったら、貸した側、借りた側はどのような問題が起きるのだろう？ 	<p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p> <p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひろし君は迷惑を感じ、たかし君に対して何らかの弁償を求めてくるだろう。 ・ たかし君は責任をとらなくてはならないだろう。 ・ たかし君は弁償しなくてはならないだろう。 ◎約束を守らないと貸した側は不利益を生じ、借りた側は、謝る、弁償する、修理するといった責任問題が生じる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ たかし君がひろし君にゲーム機を返さない場合、あなたがひろし君だったらどうしますか？ ・ ゲーム機をなくした場合 ・ ゲーム機を壊した場合 	<p>T：発問する P：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ たかし君に弁償してもらおう。 ・ たかし君に修理して返してもらおう。

展開3 約束に関する問題の考察	・ゲーム機を他の人に貸した場合 ・ゲーム機を返すのが遅れた場合 ・実際の法律ではどのように決まっているのだろうか。	T：指示する。 P：読む。	・貸した人に返してもらう。 ・別の日に変えて返してもらう。
	<資料> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【民法第415条】 (債務不履行による損害賠償) 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</p> </div>		
	・ひろし君は問題を解決するためにどのようなことをすることが出来るのだろうか？ ◎問題を解決するにはどのようにしたら良いのだろうか？	T：発問する P：答える T：発問する P：答える	・ゲーム機をなくした場合は弁償してもらうことが出来る。 ・ゲーム機を大切に使うことを予め決めることが出来る。 ・他の人に貸さないことを予め決めることが出来る。 ・いつまでに返すということを予め決めることが出来る。 ◎約束を取り決める時に事前に責任問題を起こさせないために予めいろいろ予防策を取り決めておく。
終結	・約束について分かったことを挙げてみよう。	T：発問する P：答える	・約束は、1. 貸すか・貸さないか（約束を結ぶか・結ばないか）、2. 誰と結ぶか、3. 何を結ぶか、4. どのように結ぶことなのかについて自分たちで自由に決めることである。 ・（法律上での無料の物の貸し借りをした

約束に関する知識の再構築		場合)物を引き渡した時に有効となる。 ・約束には守れない場合や、十分に果たされない場合がある。 ・物の貸し借りの約束をやぶると、物を貸した人は損をし、物を借りた人は責任をとらなければならない。 ・物を貸した人は約束を守らせるよういろいろ予め予防策を取り決めておくことが出来る。
	◎約束とはどのようなものだろう？	T: 発問する P: 答える

(発表者ら作成)

開発した小単元の展開を表5に示す。表5は、縦軸に導入、展開1、2、3、終結の5つのパートを示し、横軸には教師による指示・発問、教授学習活動、子どもから引き出したい知識を示している。

導入は、約束は友達といつ・どこで・何かをすることを一緒に決めることであることや、約束は守るべきものであるが一方で、ものを貸した場合に借りた側が無くして返ってこなかった場合や、遅れて返ってきた場合があるなど、十分に守られていないものもあるといった日常生活における約束に関する子どもたちの知識の提示がなされる。

展開1は、子どもたちの身近な貸し借りの約束事例から、約束は貸すか貸さないか(約束を結ぶか・結ばないか)、誰(相手方)に貸すか、何(内容)を貸すか、どのように(口約束か・書面か)貸すかを自分たちがお互いの話し合いで納得して自由に決める(契約自由の原則)ことであることや、無料で物の貸し借りをした時の約束は、物を引き渡したときに有効になるといった、約束に関する知識の理解がなされる。

展開2は、約束には守れない場合や、十分に果たされなかった場合(友人から借りたものをなくしてしまった場合、壊した場合、又貸した場合、返却が遅れた場合)があることや、民法の条文に照らし合わせ、約束が守れな

かった場合、貸した側には不利益が生じることや、借りた側には責任という問題が発生すること、弁償するなどどのような責任が生じるのかといった、責任の内容の理解がなされる。

展開3は、約束が果たされず、借りた側が責任をとらなくてはならなくなった場合、自分たちがどのようにすれば良かったのか、民法の条文に照らし合わせ、問題を解決するための予防策について考えるなど、自分たちが交わした約束に関する問題の考察がなされる。

終結は、約束とは自分たちでその中身について決定し、自分たちで責任を取るものであること、「守れなかった場合は…する」を取り決めることなど、約束に関する子どもたちの知識の再構築がなされる。

本単元は、約束に関する知識の習得と、約束から発生する問題を民法の条文に照らし合わせ法に従って問題を吟味・考察しながら、約束に関する自己の知識を検討させ、再構築させる学習過程として組織している。子どもたちはこの学習過程を経ることで、私人間の問題を法の理念に照らし合わせ、問題点を対照化し、客観的に公正に問題を解決することのできる能力と、問題解決の背後にある市民社会を実現する私法の理念、契約自由の原則についてもより深く理解することが出来る。

IV. 結語 —私法に関する教育の新たな可能性—

本研究で開発した小単元は、子どもたちが私法の理念（契約自由の原則）について理解しやすいために、子どもたちにとって身近な事例である約束を取り上げた。授業展開は、子どもたちが私法の理念についてより深く理解し考えることができるよう、約束に関する問題を法の理念（条文）に従って吟味・検討する法理念の吟味・検討学習として組織した。

本単元を学ぶことにより子どもたちは、第一に、約束とは守るべきものであるといった認識から、約束とは自分たちでその中身について決定し、自分

たちで責任を取るものであるとした社会認識へと成長・発展することが出来るようになること。第二に、子どもたちが、約束に関する問題について、事前に問題を回避したり、問題が生じた場合には事後の救済を考えたりすることのできる技能を獲得することが出来るようになること。第三に、子どもたちが、問題をルールに従って解決していくことによって、ルールを肯定的に捉え、ルールに従う態度を形成することが出来るようになることである。

しかし約束は、結果的に自らと相手方を拘束するものでもある。不当な約束は改める必要がある。勝手な解釈をしたり、他人に対してみだりに強制したり、責任を負わすようなことがあってはならない。実際、現実社会では、契約自由の原則を認めると社会的強者が弱者に対して不公平な契約を強制する事態も起きており、契約自由の原則は修正を余儀なくされている場合も発生している。また、契約は本来守るべきものであるが、当事者が意思能力を欠いている場合や未成年者の場合、契約が真意と異なる場合、例えば「錯誤」や「虚偽表示」、「詐欺・強迫」といったもの場合は、契約が無効となったり、取り消すことが認められている。

以上のことより今後は、約束の修正や解消についていかにつなげていくのか、そして教育現場において実践授業を試み、本単元の吟味・検討することが課題となる。

加えて、私法の理念・原理原則の歴史的展開は、封建制身分社会の崩壊や近代資本主義社会の発展など、近代市民社会の歴史と一致・連動しており、日本史、世界史、政治・経済など他の社会系科目と連動した相乗的な理解が可能である。私法の歴史的展開に関する授業は、社会科教育における新たな学習テーマとなる可能性も含んでおり、今後の吟味・検討課題であると考え

【注】

- (1) 三ヶ月章『法学入門』（弘文堂、1990年）212-214頁、団藤重光『法学の基礎〔第2版〕』（有斐閣、2007年）89-95頁。
- (2) 文部科学省『小学校学習指導要領』（東京書籍、2008年）36頁。小学校新学習指導要領は平成23年度から全面的に実施されることになっているが、平成21年度から移行措置として一部を先行して実施されている。
- (3) 『新編新しい社会6下』（東京書籍、2005年）16-29頁、『小学社会6年下』（大阪書籍、2005年）18-27頁。
- (4) 法教育のめざすところの1つに、社会生活を支えている法を身近に感じ、その大切さを学ぶことがあるが、生活に最も密着している法は、契約法をはじめとする私法であり、新学習指導要領案もこうした観点から特に契約の重要性に関する学習について言及している。詳しくは、佐々木宗啓・大谷 太「法教育における法教育推進の現状と展望」ジュリスト1353号（2008年）9頁を参照。
- (5) 星野は、広義の市民社会（「国家から独立した自律的社会」）から経済社会の部分を除いた狭義の市民社会（「自立した人間（個人）の自発的団体が形成する社会」）の基本的な法（社会の constitution）が民法であり、それは、「自立した平等な人間相互の非権力的で自由な関係を規律する基本的な法」と規定している。詳しくは、星野英一『民法のすすめ』（岩波書店、1998年）を参照。
- (6) 川井 健『民法概論①民法総則』（有斐閣、1995年）1頁。
- (7) 契約自由の原則と、私的自治の原則の関係は、前者は拘束からの自由をいい、後者は義務負担の自律性（自己責任につながる原理）をいうのであって、規律する場面・対象を異にするも、その根源は同じ思想なのである。したがって、後者が上位概念であり、前者が下位概念などと考えることはあまり意味があるものではない。規律しようとする場面が違うだけである。詳しくは、近江幸治『民法講義 I 民法総則〔第6版〕』（成文堂、2008年）14頁を参照。
- (8) 内田 貴『民法 II 〔第2版〕債権各論』（東京大学出版会、1997年）12頁。
- (9) 法教育研究会『はじめての法教育』（ぎょうせい、2005年）76-97頁。
- (10) 詳しくは、大村敦志「としょかんライオン考—子どもとともに法を考える」ジュリスト1353号（2008年）24頁を参照。しかし、小学校社会科において、子どもたちに私法の理念を学ばせるためにファンタジーやアニメなどを用いることは子どもたちの認識を社会的に意義づけることが出来ないことに注意しなければならない。
- (11) 契約自由の原則といえども、現代のように高度に資本主義が発達してくると、大企業対個人という形態で契約が行われることが多く、こういった経済的力関係に歴然と差のある当事者間では、契約自由の原則といえども制限されたり、或いは修正されて

きている点も理解しなければならない。詳しくは、白羽祐三「契約の自由」『契約法大系 I (契約総論)』(有斐閣、1962 年) 10-15 頁を参照。

【参考文献】

<社会科教育・法関連教育関係>

- ・江口勇治他編『「法教育」Q&A ワーク中学校編』(明治図書、2008 年)
- ・江口勇治他編『小学校の法教育を創る』(東洋館出版、2008 年)
- ・時事通信出版局『新学習指導要領ハンドブック』(時事通信社、2008 年)
- ・東洋館出版社編集部編『小学校新学習指導要領ポイント総整理』(東洋館出版社、2008 年)
- ・日本社会科教育学会編『社会科授業力の開発小学校編』(明治図書、2008 年)
- ・法教育推進協議会『はじめての法教育 Q&A』(ぎょうせい、2007 年)
- ・文部科学省『小学校学習指導要領』(東京書籍、2008 年)
- ・文部科学省『初等教育資料 NO. 834』(東洋館出版社、2008 年)
- ・安野 功『社会科授業力 5 つの戦略』(東洋館出版社、2006 年)

<法学関係>

- ・我妻 栄『債権各論上巻』(岩波書店、1954 年)
- ・白羽祐三「契約の自由」契約法大系刊行委員会編『契約法大系 I』(有斐閣、1962 年)
- ・星野英一『民法概論Ⅳ (契約)』(良書普及会、1986 年)
- ・星野英一『民法のすすめ』(岩波書店、1998 年)
- ・川井 健『民法概論①民法総則』(有斐閣、1995 年)
- ・内田 貴『民法Ⅱ 第 2 版債権各論』(東京大学出版会、2007 年)
- ・山本敬三『民法講義Ⅳ-1 (契約)』(有斐閣、2005 年)
- ・近江幸治『民法講義Ⅰ 民法総則 [第 6 版]』(成文堂、2008 年)
- ・佐々木宗啓・大谷 太「法務省における法教育推進の現状と展望」ジュリスト 1353 号 (2008 年)
- ・大村敦志『生活民法入門 暮らしを支える法』(東京大学出版会、2003 年)
- ・大村敦志『「民法 0・1・2・3 条」<私>が生きるルール』(みすず書房、2007 年)
- ・大村敦志他『市民社会と<私>と法Ⅰ』(商事法務、2008 年)

〔追記〕本稿は、2008 年 10 月 12 日 (日)、日本社会科教育学会第 58 回全国研究大会滋賀大学大会 (自由研究Ⅱ - 第 13 分科会) において報告したものである。